

## 府中市次世代自動車等購入費助成金交付要綱

令和5年6月1日

府中市要綱第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において次世代自動車及び充給電設備（以下「次世代自動車等」という。）の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進に寄与するとともに、災害対応力の強化を図るため、次世代自動車等の購入費に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（同法第58条第2項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。ただし、4輪のもの（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が電気であることが記載されているものをいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (4) 次世代自動車 電気自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (5) 充給電設備 家庭用電源から電気自動車に充電することに加え、電気自動車に蓄えた電力を取り出し、家庭用として給電できる設備をいう。
- (6) 初度登録 自動車（軽自動車を除く。）が初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けること又は軽自動車が初めて同法第60条第1項後段の規定により車両番号を指定されることをいう。

(助成対象)

第3条 助成金の交付の対象となる次世代自動車等（以下「助成対象次世代自動車等」という。）は、次の各号に掲げる次世代自動車等の種類に応じて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 次世代自動車 次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 初度登録をしたもの（国外で運行の用に供された次世代自動車を国内に輸入したことにより初度登録したものを除く。）であること。
  - イ 初度登録の翌日から起算して1年を経過していないこと。
  - ウ クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる仕様又は型式の車両であること。
  - エ 次世代自動車の購入代金について売主に対する支払が完了していること又は当該購入代金の全額に係る支払の手続が完了していること。
  - オ 自動車検査証上の使用の本拠の位置が市内であること。
  - カ 外部給電の機能を有していること。
- (2) 充給電設備 次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 新規で購入及び設置をしたものであること。
  - イ 設置した日の翌日から起算して1年を経過していないこと。
  - ウ クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（V2H充放電設備・外部給電器）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる仕様又は型式の設備であること。
  - エ 充給電設備の購入代金について売主に対する支払が完了していること又は当該購入代金の全額に係る支払の手続が完了していること。
  - オ 充給電設備を設置した場所が市内であること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（次条第3項において「助成対象者」という。）は、市内に居住し、令和5年4月1日以後に非営利かつ自ら使用する目的で次世代自動車等を購入した者（次の各号に掲げる次世代自動車等の種類に応じ、当該各号に定める要件に該当する個人に限る。）で、市税を滞納していないものとする。

- (1) 次世代自動車 次の要件を満たす者
  - ア 次世代自動車を購入した者であること。
  - イ 自動車検査証上の使用者として記載されている者であること。
  - ウ 府中市EVサポーター制度実施要綱(令和5年5月府中市要綱第41号)

第5条第2項に規定する登録者（登録される見込みである者を含む。）であること。

(2) 充給電設備 充給電設備を設置した者であること。

（助成金の額等）

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象次世代自動車等の本体の購入に係る経費（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を除く。）とする。

2 助成金の交付額は、次の各号に掲げる次世代自動車等の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 電気自動車 10万円

(2) 燃料電池自動車 25万円

(3) 充給電設備 10万円

3 助成金の交付は、助成対象者1人につき、前項に掲げる次世代自動車等の種類ごとに1回に限るものとする。

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を申請する者は、申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について、当該申請をした者に対し通知書により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 第6条の規定により助成金の交付の申請をした者が、前条の規定による通知を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、取下書を市長に提出しなければならない。

（交付の請求）

第9条 第7条の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知のあった日の属する年度の末日までに、請求書を市長に提出しなければならない。

（申請事項の変更）

第10条 交付決定者は、助成金の交付の決定後第6条の規定により提出した申

請書又は添付書類の記載内容に変更が生じたときは、届出書による報告をしなければならない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は手続について不正の行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消す場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(取得財産の処分)

第13条 交付決定者は、助成対象次世代自動車等（次世代自動車に限る。以下「取得財産」という。）をその初度登録の日から起算して3年以内に処分（譲渡、売却、交換、市外への使用の本拠の位置の変更、貸付け、廃棄又は担保に供することをいう。）をしようとするときは、あらかじめ届出書に当該処分をする車両の自動車検査証の写しを添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、次の各号に掲げる取得財産に係る初度登録の日から処分の日における経過年数に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、当該届出をした交付決定者に対し、助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 1年未満 助成金の交付額全額

(2) 1年以上2年未満 助成金の交付額に2分の1を乗じて得た額

(3) 2年以上3年未満 助成金の交付額に3分の1を乗じて得た額

3 市長は、前項の規定にかかわらず、第1項の処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、返還すべき助成金の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利子)

第14条 市長は、第12条及び前条第2項の規定により助成金の返還を請求した場合において、助成金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったとき

は、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

（協力）

第15条 市長は、助成金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 次世代自動車等の購入に関するアンケート調査
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（様式）

第16条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第14条までの規定については、なお効力を有する。